「灘みんなの居場所・生活支援活動事業」助成
募集要項

1. 助成事業の趣旨

この助成事業は、神戸市灘区社会福祉協議会（以下、本会）が個人・団体から贈られた寄付金を原資として、「子どもから高齢者、障がい者、既存の制度やサービスでは解決が難しい問題でお困りの方も、みんなが住み慣れた灘のまちで、安心して暮らしつづけられる地域共生社会の実現を推進するために、地域団体等が実施する「居場所づくり」「生活支援活動」の取り組みに対して、予算の範囲内で助成を行います。

2. 助成の対象団体について

灘区内の地域団体、灘区内を主な活動の拠点とする社会福祉法人や福祉増進を目的として活動する団体（以下、団体等）とします。なお、団体運営に従事するスタッフの人員は、３名以上必要。

《対象団体の例》

自治会、婦人会、老人会、ふれあいのまちづくり協議会などの地域団体、民生委員児童委員協議会、社会福祉法人、NPO 法人、当事者団体、ボランティアグループ　など

《対象外の団体》

政治的活動、宗教的活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくは暴力団と密接な関係のある団体

3. 助成対象事業について

《対象となる事業》

灘区内の子ども、高齢者、障がい者、その他支援を必要とする者の福祉増進を目的とした「居場所づくり」「生活支援活動」事業

① 「居場所づくり」とは、地域の集会所等を活用し団体等が定期的（月１回以上）に実施する事業
② 「生活支援活動」とは、地域住民の生活課題解決に向けた支援活動で「家事援助」「安否確認」「外出支援」「配食サービス」等の福祉活動事業
③ その他、本会会長が先駆的かつ公益的で、助成対象と認める事業

- 原則として、希望者はだれでも参加可能であること、また、本会事務局職員が事業の効果的な実施を支援するものとします。

《対象外の事業》

① 団体等の所属員のみの親睦を目的とした事業やバザー等の収益を得ることを目的とする事業
② 神戸市のふれあいのまちづくり助成等、同一事業について、他団体から助成を受けている事業
③ 政治活動または宗教活動
④ 公助良俗に関する活動など、本助成事業の対象として適当でない事業

4. 助成対象となる事業の実施期間

２０２７年４月１日～２０２８年３月３１日

- ただし、複数年にわたり助成を継続することで効果や成果が発揮される事業については、３年を限度に複数年事業として助成を受けることができます。

5. 助成対象の基準額

① 事業運営の助成額は３０万円を上限とし、助成対象経費の８０％以内。
② 複数年にわたり助成を継続する場合は、前年の助成決定額の８０％以内。

- 本募集は、令和９年度の助成金交付決定の準備行為であり、本事業における助成金の交付決定は令和９年度予算の承認が本会理事会および評議員会でなされることを条件としています。

6. 助成対象となる経費

助成対象となる実施期間に執行する経費で、助成申請事業を実施するために真に必要な経費とします。
《対象となる経費》

費 目	内 容
ボランティア謝礼	ボランティアへの謝礼金
謝礼金	外部から招く講師等への謝礼金（交通費を含む）。
消耗品費	文具やコピー用紙、工作材料、食材等の購入費用
印刷費	チラシ印刷・コピー代などの経費
広報費	広報宣伝にかかる費用
通信運搬費	資料送付に必要な切手代など
保険料	事業実施に伴う行事保険やスタッフのボランティア保険など
使用料・賃貸料	会場使用料など（団体所有の事務所、会場等は対象外）
備品購入費	おおむね１年を超えて使用に耐える物品の購入費用（見積書またはカタログを添付）

注）記載以外の経費についても、規定の趣旨に基づいて査定をいたします。

○応募方法

応募期間： 2026 年 11 月 2 日～2026 年 12 月 18 日
応募手続：「助成申請書（様式１号）」に必要書類を添付して提出して下さい。

7. 助成決定及びその通知

３月上旬に申請者へ、文書で結果を通知します。

- 決定通知書を受け取った後に申請内容に変更がある場合は、速やかにご相談ください。

8. 助成金の交付

助成金は、助成決定通知送付後、速やかに申請団体名義の口座へ振り込みます。
※必ず申請団体名義の口座通帳を作成ください。

10.事業報告

《実績報告》
事業完了後１０日以内（もしくは 2028 年４月 10 日まで）に「実績報告書（様式５号）」に必要書類を添付して提出して下さい。

11.助成金の返還

以下の場合は、助成金の全部又は一部を返還していただきます。

① 事業が中止（廃止）となった場合、又は著しく規模が縮小された場合
② 助成金の目的外使用・不正使用を行なった場合
③ 虚偽又は不正の行為によって助成金を受給した場合
④ 事業に要した経費が助成額よりも少なかった場合
⑤ その他「灘みんなの居場所事業」助成要綱の規定に違反した場合

12.問い合わせ先

社会福祉法人 神戸市灘区社会福祉協議会
〒657-8570 神戸市灘区桜口町４－２－１ 灘区役所６階
電 話：０７８－８４３－７００１（区役所代表）
ＦＡＸ：０７８－８４３－７０７７